

茨城県報

第 7 4 5 4 号

昭和61年6月2日

月 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●国民健康保険医等の新規登録 (医療福祉課)	1
●昭和61年度狩猟免許試験並びに適性試験及び講習の実施 (林政課)	2
●区画漁業の免許 (漁政課)	3
●新規土地改良事業の審査 (3件) (農地管理課)	3
●新規土地改良事業の認可 (3件) (")	4
●道路の区域変更 (2件) (道路維持課)	5

指 示

(茨城県海区漁業調整委員会)

●茨城県沖合海域における釣漁業に関する指示	6
-----------------------------	---

(内水面漁業管理委員会)

●あゆ採捕禁止期間等の指示 (3件)	12
--------------------------	----

公 告

●肥料検査成績の公表 (改良普及課)	13
●保安林の皆伐面積の限度公表 (林業課)	16
●開発行為の工事完了 (4件) (建築指導課)	17
●道路位置の指定 (2件) (")	18

告 示

茨城県告示第841号

国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師として登録したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和33年政令第363号) 第9条の規定により告示する。

昭和61年6月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

記 号 番 号	登録年月日	国民健康保険医
---------	-------	---------

茨国薬 第1409号	61. 5. 9	清 宮 淳 子
------------	----------	---------

茨国医 第5582号	61. 4. 23	山 田 武 男
------------	-----------	---------

茨国薬 第1410号	61. 4. 22	野 口 行 彦
茨国医 第5583号	61. 4. 23	永 井 庸 次
茨国薬 第1411号	61. 5. 12	大 和 田 文 子
” 第1412号	”	宮 地 博 文

茨城県告示第842号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第7条第1項の規定による昭和61年度狩猟免許試験並びに同法第7条ノ4第1項の規定による昭和61年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習を次のとおり実施する。

昭和61年6月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

回	月 日(曜日)	区 分	対 象 者
1	8. 7 (木)	経 験 者 (適性検査・講習)	県 内 全 域
2	8. 8 (金)	”	”
3	8. 22 (金)	”	”
4	8. 26 (火)	初 心 者 (知 識 試 験)	”
	8. 27 (水)	初 心 者 (適性, 技能試験)	知識試験合格者
5	9. 9 (火)	初 心 者 (知 識 試 験)	県 内 全 域
	9. 10 (水)	初 心 者 (適性, 技能試験)	知識試験合格者

(注) 1 会 場 笠間市石寺680 茨城県狩猟者研修センター

2 受付時間 狩猟免許試験, 適性検査及び講習とも 午前9時~9時30分

3 実施時間

(1) 狩猟免許試験(初心者) 午前9時30分~午後1時

(2) 適性検査及び講習(経験者) 午前9時30分~午後2時30分

4 受験(検)資格

(1) 狩猟免許試験(初心者) 茨城県に住所を有する満20歳以上の者

(2) 適性検査及び講習(経験者) 狩猟免許の更新を受けようとする者

5 受験(検)の申込み

(1) 所定の申請書(狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書)に必要事項を記入し, 写真(ライカ版)をはり, 受験(検)手数料(茨城県収入証紙)及び住民票の写しを添

え、住所地の茨城県猟友会支部を通じ管轄地方総合事務所へ開催日の7日前までに申し込んでください。

なお、銃の所持許可を現に受けていない者は、精神病患者、精神薄弱者又はてんかん病患者、麻薬、大麻、阿片若しくは覚醒剤の中毒者に該当しないことを証する医師の診断書が必要です。

- (2) 当日の申請は、一切受け付けません。
- (3) 申請書は、各地方総合事務所及び茨城県猟友会各支部にあります。
- (4) 受験（検）人員は、1回当たり200名以内とします。

6 携行品

- (1) 受験（検）票
- (2) 筆記用具

詳しいことは、各地方総合事務所又は茨城県猟友会各支部にお尋ねください。

茨城県告示第843号

昭和61年6月1日霞ヶ浦北浦海区における区画漁業を漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、次のとおり免許した。

昭和61年6月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 免許番号並びに漁業権者の住所及び名称

免 許 番 号	漁 業 権 者	
	住 所	名 称
霞 北 区 第 121 号	土浦市東真鍋町2番5号	霞ヶ浦淡水真珠株式会社

2 免許の内容、制限又は条件及び存続期間昭和61年2月27日付け茨城県告示第308号で告示した内容のとおり。

茨城県告示第844号

玉造町長坂本常蔵から昭和61年3月25日付けで認可申請のあつた井上地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年6月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

井上地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和61年6月2日から昭和61年6月23日まで

3 縦覧の場所 玉造町役場

茨城県告示第845号

旭村長小松崎四郎から昭和61年4月4日付けで認可申請のあつた荒屋宿地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年6月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

荒屋宿地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和61年6月2日から昭和61年6月23日まで

3 縦覧の場所 旭村役場

茨城県告示第846号

五霞村長鈴木理一から昭和61年4月25日付けで認可申請のあつた川妻地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年6月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

川妻地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和61年6月2日から昭和61年6月23日まで

3 縦覧の場所 五霞村役場

茨城県告示第847号

昭和60年12月25日付けで伊讚美ヶ原記念揚水土地改良区から認可申請のあつた中原地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和61年5月26日認可した。

昭和61年6月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第848号

昭和60年12月25日付けで伊讚美ヶ原記念揚水土地改良区から認可申請のあつた山ヶ島地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和61年 5 月26日認可した。

昭和61年 6 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第849号

昭和60年11月14日付けで稲敷郡牛久町久野2306椎名馨ほか52名から認可申請のあつた久野地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第95条第 3 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和61年 5 月26日認可した。

昭和61年 6 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第850号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和61年 6 月 2 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年 6 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡豊里町大字上郷字大境 6830番地先から	旧	メートル 最大 18.00	メートル 2,775.50	
		最小 3.60		
		最大 47.70	2,358.00	
		最小 5.00		
水海道市上蛇町1830番地まで	新	最大 47.70 最小 5.00	2,358.00	市町村移管のための 区域変更

茨城県告示第851号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和61年 6 月 2 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年 6 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 土浦大洋線
 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡出島村大字岩坪字原 1811-1番地から	旧	メートル 最大 14.10	メートル 770.00	
		最小 7.40		
		最大 42.00	1,000.00	
		最小 9.400		
新治郡出島村大字岩坪 字木ノ下850-1番地まで	新	最大 42.00	1,000.00	市町村移管のための 区域変更
		最小 9.40		

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第3号

茨城県沖合海域におけるいか釣漁業(無動力漁船及び総トン数5トン未満の動力漁船を除く。)について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

昭和61年6月2日

茨城海区漁業調整委員会

会 長 小 川 友 弥

(操業の承認)

- 1 当該海域において、いか釣漁業を操業しようとするものは、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により茨城海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)承認を受けなければならない。
 ただし、試験研究又は実習等を目的としたもので委員会に届出したものは、この限りでない。

(承認対象漁船)

- 2 承認の対象となる漁船は、総トン数20トン未満であつて次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 前年度において当委員会指示に基づき承認を受け操業の実績を有するもの
 (2) 委員会が特に認めたもの

(制限又は条件)

- 3 制限又は条件は、次のとおりとする。

- (1) 操業の禁止区域

最大高潮時海岸線から10,000メートル以内の海域で操業してはならない。

(2) 電 気 設 備

集魚燈に使用する電球の総設備容量は、30KW以下でなければならない。

(承認証の備え付け等の義務)

- 4 承認を受けたものは、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

(漁獲実績報告書の提出)

- 5 この漁業の承認を受けた者は、操業終了後速やかに漁獲実績報告書をその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合は一括とりまとめ委員会へ翌年4月20日迄に提出しなければならない。

この場合、県外に住所を有する者にあつては、その所在地を管轄する都道府県において一括とりまとめ提出するものとする。

(指示の有効期間)

- 6 この指示の有効期間は、昭和61年6月1日から昭和62年3月31日までとする。

いか釣漁業委員会指示取扱要領

昭和61年5月31日付け茨城海区漁業調整委員会指示第3号によるいか釣漁業の委員会指示に関する取扱要領は、次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 操業の承認を受けようとする者は、使用する漁船ごとに承認申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えてその者が所属する漁業協同組合において一括してとりまとめのうえ、操業承認申請総括表(別記様式第2号)とともに委員会に提出しなければならない。

この場合、県外に住所を有する者にあつてはその所在地を管轄する都道府県において一括とりまとめのうえ操業承認申請総括表(別記様式第2号)と知事の副申を添えて提出しなければならない。

(1) 申請理由書

(2) 漁船原簿謄本

(3) 県内所属船にあつては所属漁業協同組合長の副申

(4) 前年度の水揚げ実績を証する書面

(承認申請書の提出期限)

- 2 承認申請書の提出期限は、原則として、昭和61年8月31日までとする。

(承認証の交付)

- 3 委員会が承認したときは、承認証(別記様式第3号)を申請者に交付する。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書(別記様式第4号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書(別記様式第5号)を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

(操業報告書)

6 委員会指示第5に規定する報告書の様式は、別記様式第6号とする。

様式第1号

いか釣漁業操業承認申請書

昭和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

印

いか釣漁業の承認を受けたいので関係書類を添えて申請いたします。

記

1 使用漁船

(1) 船名

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

様式第2号

いか釣漁業操業承認申請総括表

優先順位	申請者		船名 総トン数 漁船登録番号	添付書類 (○印を付すこと)		
	住所	氏名又は名称		申理由 請書	漁船 原簿本	漁合 業長 協同 組申

様式第3号

茨調第 号	
いか釣漁業操業承認証	
住 所	
氏名又は名称	
船 名	
漁船登録番号	
総 ト ン 数	
推進機関の種類及び馬力数	
制限又は条件	裏面記載のとおり

昭和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会 長 小 川 友 弥

様式第3号の裏面

操 業 の 制 限 又 は 条 件

- 1 最大高潮時海岸線から10,000メートル以内の海域で操業してはならない。
- 2 集魚燈に使用する電球の総設備容量は、30KW以下でなければならない。
- 3 操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに船橋の両側面に標識を表示しなければならない。
- 4 茨城海区漁業調整委員会指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

様式第4号

昭和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称 ㊟

いか釣漁業承認証書換交付申請書

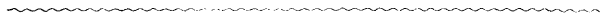
さきに交付を受けた承認証 (承認番号) の記載事項に下記のとおり変更が生じたので書換交付を申請します。

記

1 変 更 事 項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換しようとする理由



様式第5号

昭和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称 ㊟

いか釣漁業操業承認証再交付申請書

いか釣漁業操業承認証を亡失 (き損) したので、再交付を申請します

記

1 承 認 番 号

2 船 名

3 亡失 (き損) の理由

様式第6号

昭和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員長 殿

住 所

氏 名

㊞

いか釣漁業漁獲実績報告書

船 名	丸	トン数	トン	登 録 番 号	操 業 期 間	月 日 から 月 日まで
-----	---	-----	----	------------	------------	--------------------

操 業 状 況

操業日数	操業位置	漁 獲 量			金 額	備 考
		い か	その他	計		
日		kg	kg	kg	千円	

注 操業日数は、月別の合計日数を記載すること。

(内水面漁場管理委員会)

茨城県内水面漁場管理委員会指示第3号

天然及び放流稚あゆを保護し、その成長を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第130条第4項に基づく同法第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

昭和61年6月2日

茨城県内水面漁場管理委員会
会長 高 須 忠 彦

次表左欄に掲げる期間中、同表右欄に欄げる区域において、あゆを採捕してはならない。

禁 止 期 間	禁 止 区 域
昭和61年6月1日から 昭和61年7月1日 午前6時まで	那珂川支流のうち藤井川及び緒川、久慈川支流のうち里川、山田川(竜神川を含む。)押川及び八溝川

茨城県内水面漁場管理委員会指示第4号

天然及び放流あゆの成長を促進し、その保護及び漁場の秩序維持を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第130条第4項に基づく同法第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

昭和61年6月2日

茨城県内水面漁場管理委員会
会長 高 須 忠 彦

次表左欄に掲げる期間中、同表中欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる漁具を使用してあゆを採捕してはならない。

禁 止 期 間	禁 止 区 域	禁 止 漁 具
昭和61年6月1日から 昭和61年7月15日 午前6時まで	久慈川及び支流全域	投 網
昭和61年6月1日から 昭和61年8月31日まで ただし、午前6時から 午後6時まで	那 珂 川 ただし、水戸市田谷5045番地の1地点 と対岸水戸市渡里町795番地地点とを 結ぶ線から上流県境までの間の区域	投 網
昭和61年6月1日から 昭和61年6月5日まで	鬼怒川及び小貝川	投 網

茨城県内水面漁場管理委員会指示第5号

小貝川支流五行川における水産動物の資源の保護培養を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第130条第4項の規定に基づく同法第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

昭和61年6月2日

茨城県内水面漁場管理委員会
会長 高 須 忠 彦

次の表の左欄に定める期間中、同表右欄に掲げる区域においては水産動物を採捕してはならない。

禁 止 期 間	禁 止 区 域
昭和61年6月1日から 昭和62年5月31日まで	茨城県下館市岡崎地先田谷川堰上流端から上流50メートル及び下流150メートルの間の区域

公 告

●肥料検査成績の公表

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条第6項の規定に基づき、肥料の検査結果を次のとおり公表する。

昭和61年6月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

(普通肥料)

昭和61年1月分

1 登録肥料

肥 料 の 種 類	保 証 票 添 付 者	分 析 検 査		保 証 票 検 査	そ の 他 の 検 査	備 考
		分 析 点 数	う ち 不 合 格 点 数			
石 灰 窒 素	電気化学工業株式会社	3				
苦 土 過 り ん 酸	多木化学株式会社	3				
なたね油かす及びその粉末	明糖油脂工業株式会社	5				
化 成 肥 料	多木化学株式会社	3				
化 成 肥 料	昭光通商株式会社	9				
消 石 灰	大 窪 一 郎	5				

硫酸苦土肥料	ダイヤケミカル株式会社	3				
2 指定配合肥料 該 当 な し						
昭和61年2月分						
1 登録肥料						
肥料の種類	保証票添付者	分析検査		保証票 検査	その他 検査	備 考
		分 点 数	検 査 不 合 格 点 数			
乾燥菌体肥料	麒麟麦酒株式会社	5				
混合有機質肥料	丸昭産業株式会社	5				
2 指定配合肥料 該 当 な し						
昭和61年3月分						
1 登録肥料						
肥料の種類	保証票添付者	分析検査		保証票 検査	その他 検査	備 考
		分 点 数	検 査 不 合 格 点 数			
化成肥料	明和化成株式会社	3				
2 指定配合肥料 該 当 な し (特殊肥料)						
昭和61年1月分						
特殊肥料の指定名	生産届出業者	届出名(及び商品名)		有害重金属等の 含有量の判定		
たい肥	三共有機株式会社	たい肥		As ○	Cd ○	Hg ○
おでい肥料	大洗・旭・常澄環境衛生組合	乾燥汚泥		As ○	Cd ○	Hg ○
昭和61年2月分						
特殊肥料の指定名	生産届出業者	届出名(及び商品名)		有害重金属等の 含有量の判定		
たい肥	丸昭産業株式会社	人ぶん堆肥		As ○	Cd ○	Hg ○

昭和61年3月分

特殊肥料の指定名	生産届出業者	届出名(及び商品名)	有害重金属等の含有量の判定		
お で い 肥 料	鹿島ケミカル株式会社	活性おでい肥料 (旭エース)	As ○	Cd ○	Hg ○

●肥料の登録

肥料取締法 (昭和25年法律第127号) 第7条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

昭和61年6月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者		登録年月日
				氏名又は名称	住 所	
茨 城 県 第1106号	乾 燥 菌 体 肥 料	4.0 乾燥菌体 肥料	窒素全量 4.0 りん酸全量 2.0 公定規格のとおり	麒麟麦酒 株式会社	東京都渋谷区 神宮前 6-26-1	昭和61年 4月22日
茨 城 県 第1107号	なたね油 かす及び その粉末	4.8 庄ぺんな たね油かす	窒素全量 4.8 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0 公定規格のとおり	明糖油脂工業 株式会社	茨城県那珂 郡那珂町中 台440番地	昭和61年 5月12日

●肥料登録有効期間の更新

肥料取締法 (昭和25年法律第127号) 第12条の規定により、次の肥料について登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

昭和61年6月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者		更新した有効期限
				氏名又は名称	住 所	
茨 城 県 第1053号	落花生油 かす及び その粉末	5.5 落花生油 かす粉末	窒素全量 5.5 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0	明糖油脂工業 株式会社	茨城県那珂 郡那珂町中 台440番地	昭和67年 5月7日

●保安林の皆伐面積の限度公表

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、昭和60年度における保安林の皆伐による立木の伐採について森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の規定により許可する皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和61年6月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

皆 伐 面 積 の 限 度

(単位：ヘクタール)

同一の単位とされている保安林		皆伐面積 の 限 度	同一の単位とされている保安林		皆伐面積 の 限 度
多賀北部	水源かん養保安林	87.83	水戸鹿行 地 区	水源かん養保安林	0.53
	土砂流出防備保安林	5.99		土砂流出防備保安林	0.19
	飛砂防備保安林	0.17		飛砂防備保安林	2.66
	防風保安林	0.06		防風保安林	1.00
	干害防備保安林	0.03		干害防備保安林	0.22
多賀南部	水源かん養保安林	144.88	霞ヶ浦地区	土砂流出防備保安林	1.58
	土砂流出防備保安林	4.18		防風保安林	0.08
	防風保安林	0.04		干害防備保安林	5.64
	保健保安林	1.78	笠間地区	水源かん養保安林	22.37
		土砂流出防備保安林		20.95	
里川山田川	水源かん養保安林	101.74	鬼怒川下流	水源かん養保安林	15.37
	土砂流出防備保安林	2.84		土砂流出防備保安林	27.36
	保健保安林	1.91		干害防備保安林	0.96
久慈川	水源かん養保安林	105.59	合 計 620.58		
	土砂流出防備保安林	33.33			
	保健保安林	2.15			
那珂川	水源かん養保安林	21.17			
	土砂流出防備保安林	7.84			
	干害防備保安林	0.14			

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和61年6月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真壁郡大和村大字本木字打越2107番一1, 2108番一1

- 2 事業主の住所及び氏名

真壁郡真壁町大字飯塚994

株式会社 真壁ショッピングセンター

代表取締役 清 水 和 幸

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(第2工区)

那珂湊市殿山町2丁目728番の2, 同番の4の一部, 同番の5から同番の9まで

- 2 事業主の住所及び氏名

那珂湊市平磯町997

大 内 庄一郎

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田市堀口字久保坪200番の1, 201番, 220番

- 2 事業主の住所及び氏名

勝田市堀口200番地

飛 田 寛

都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和61年6月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水海道市内守谷町字本村道4745番8から同番11まで, 字新山4749番1, 同番3

- 2 事業主の住所及び氏名

水海道市内守谷町5055

鬼怒川木材株式会社

代表取締役 服 部 久 雄

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和61年6月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
潮土木指令 第292号	61. 5. 22	菅宮 正文	鹿島郡波崎町 8833	鹿島郡波崎町 字老の松7696-15	メートル 6.00	メートル 34.80
水土木指令 第862号	61. 5. 21	小川 家喜	那珂郡東海村 舟石川552	那珂郡東海村舟石川 字鳥内553-42, -55	6.09	78.15

~~~~~

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2, 0 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人  
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所